

2021 年度第 1 回 NGO-JICA 協議会 議事録 (要旨)

日時: 2021 年 6 月 3 日 14:00~16:00

場所: オンライン開催

出席者: 出席リストの通り

標記会議を開催したところ、概要は以下の通り。

1. 開会挨拶

① 外務省: 国際協力局民間援助連携室 松田室長

- ・ 5 月 1 日付けで就任。1984 年に大学卒業、東京銀行で 10 年勤務、海外経済協力基金に約 20 年勤務後、化学メーカーでインドネシアに駐在、ミャンマーでマイクロファイナンスの会社に勤務。
- ・ 昨年パレスチナ子どものキャンペーンと ADRA にお世話になっていた。これから JICA と連携しながら、さらに NGO との連携を強化していきたい。

② 横浜 NGO ネットワーク: 小俣エグゼクティブプロデューサー

- ・ 200 名を超える多くの参加者があり、NGO-JICA 連携の課題に関心が集まっていることが伺える。本協議会は、NGO 側 7 名、JICA 6 名のコーディネーターで運営、NGO と JICA が対等なパートナーとして連携していくために開催しており、以前は、年 4 回開催していたが、現在は、年 2 回、オンラインにて開催。
- ・ ダイバーシティ&インクルージョンの視点での会議開催については、昨年度の NGO-JICA 協議会で要望があり、JICA も検討したが、結果的に今回の開催には間に合わなかった。今回は従来どおりの運営方法となった点についてお詫びする。

2. NGO-JICA 協議会 実施要綱改定案検討

- ・ JICA: 現在の実施要綱を時代の変遷に合わせて、実態に合わせた内容への改訂を予定している。協議会は年に 2 回の開催とし、NGO-JICA で意見交換を行う勉強会開催、また地域での協議会開催も盛り込んだ改定内容となっている。
- ・ NGO: NGO 側コーディネーターにて協議中。「5. 議題」の部分等、まだ十分に議論できておらず継続検討し、協議会の根幹にかかわるものであるため、コーディネーターで議論して JICA に返す予定。

3. 栄養サミットに向けた JICA の取り組み (セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン)

- ・ 世界的な COVID-19 の影響により、特に脆弱性の高い人々への影響が深刻化し、早急な対策が求められている。通常の保健・栄養サービスが提供されない現状においては、世界の子どもの栄養不良や発育障害が悪化すると予測され、紛争当事国でも飢餓が懸念されている。
- ・ 今年 12 月に日本政府が開催する「東京栄養サミット」においては、必要とされる資金と政策を動員する重要な機会となることが期待され、日本は主催国として野心的コミットメントが求められる。
- ・ JICA は、「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ」(IFNA) 2 をはじめ、開発途上国の栄養問題に取り組んでいるが、栄養サミットに向け、以下の点を確認したい。
 - ① JICA は、NGO との連携を予定しているか。どのように連携する予定か。

- ② サミットでは、栄養へのコミットメントへの動員が求められているが、JICAには、当該国への働きかけやサポートをお願いできるか
- ③ 9月の国連食料システムサミットへのJICAの取り組み状況、栄養サミットとのすみわけについて。

JICA:

- ・ JICAは栄養に力を入れており、IFNAの取組みとして調査を進め、パイロット事業を実施予定。
 - ① 「東京栄養サミット」については、日本政府の公式発表を待って具体的に進める。栄養に注目を集める良い機会であると捉えており、母子栄養改善やIFNAは柱となると考える。
 - ② 各国コミットメントのサポートは、外務省から具体的な話があれば検討するが、公式発表を待っている状況であり、現在はない。IFNA事務局やアフリカ連合開発庁では、同サミットにおいてIFNAの推進や栄養改善に対するアフリカの声をコミットメントとして発信する構想があり、側面支援していく考え。
 - ③ 国連食料サミットは栄養を含むより幅広いフードシステムに関する内容。持続可能な農業、公平なアクセス、気候変動や紛争など脆弱性の緩和等5つのテーマを掲げている。SDGs達成のために、全ての人に安全で栄養価の高い食料を確保し、脆弱性を緩和する取り組みに各機関を巻き込むことが必要で、IFNAもその一つとなる。その点においてJICAも貢献して行きたいと考えている。

NGO:

- ・ IFNAを通じた海外への協力に期待している。栄養に関してNGOの関心は高いが、途上国政府や市民社会組織は必ずしもそうではない。あらゆるステークホルダーが栄養についてコミットメントをすることが求められている。日本政府には野心的なコミットメントでリードしていただきたいと考える。

JICA:

- ・ 栄養への取組みは、現地の活動が大切であり、現場に強いNGOと連携したいと考えている。現在取りまとめている素材やツールを今後NGOにも活用いただけるようにしていきたい。
- ・ 栄養をテーマとしたNGO-JICAのネットワーク強化につき検討していきたい。

4. アジア諸国の民主化支援とJICAへの期待 (JANIC)

- ・ 「東京民主主義フォーラム」(2021年2月開催)において、アジア諸国に援助を行っているアジア開発銀行(ADB)、JICA、KOICAに対して効果的な開発協力を推進するよう提言がまとめられており、日本政府・JICAに対してアジアの開発を下支えする民主主義の擁護や市民運動への支援が期待されている。
- ・ JICAは「ゴール16の達成に向けたJICAの取組方針」を取りまとめ、行政官の育成や法整備支援を通してガバナンス向上の活動を実施している。また、人道支援や草の根技術協力事業を通じた市民社会の支援も行っている。上記の点を踏まえ、以下に5点について伺いたい。
 - ① ミャンマーで実施されているJICA事業全般の現状、停止の可能性
 - ② ミャンマーで実施されている草の根技協の見通し
 - ③ JICAとして途上国の市民社会組織への直接支援が可能なスキームはあるか
 - ④ 国際会議などでSDG目標16の進捗状況など平和・ガバナンスに関するパネルディスカッションをJICAが日本の市民社会組織と協力して企画することは可能か
 - ⑤ JICAが民主主義の擁護に資する施策を検討し、支援国の市民社会との関係を構築

していくにあたり、日本の NGO はどのような協力ができるか

- ・ 4月に日本政府に提出されたミャンマー支援に向けた日本の市民社会の共同声明には170の団体が賛同した。民主主義への関心の高さが表れている。声明は、ODAによる人道支援・市民社会への支援の更なる強化と、その他の支援は直ちに停止することを求めている。

JICA :

- ・ 憂慮すべき事態だと認識。NGOのみなさんが民主主義の問題に関心を高めていることも承知した。
 - ① ミャンマーでの実施案件の現状についてはJICA ウェブサイトに掲載している。対ミャンマーODA方針は日本政府が検討中。
 - ② 草の根技術協力事業の実施中及び採択済案件は、現地の治安情勢、案件の目的・内容・性質等を総合的に勘案し、個別に協議していく。
 - ③ 現地の市民社会組織への直接支援に限定したスキームはないが、JICAの技術協力プロジェクトでパイロット事業や現地再委託等、現地の団体が実施している事例はある。具体的なテーマも含めて個別に相談したい。
 - ④ NGOとの連携は非常に重要と認識しており、今後、企画について、具体的なテーマも含めて、個別にご相談したい。
 - ⑤ JICAは民主主義、自由、法の支配など、普遍的価値に基づく支援をしている。途上国および途上国の市民社会の健全な発展を支援していきたい。日本のNGOとの連携に関して、NGO-JICA ジャパンデスクを20から23に増設しており、本デスクを活用し、現地調査や草の根技協の積極的な案件形成をお願いしたい。

5. 草の根技術協力事業制度改善（JICA 国内事業部市民参加推進課）

- ・ 前回協議会で方針案をご説明した内容に追加し、以下についても合理化を検討している。
 - 終了時評価表作成及び公開の廃止（代替として事業完了報告書の公開）
 - NGO-JICA イコールパートナーシップ振り返りシートの作成の廃止。
 - 応募窓口（JICA 国内機関）の制限緩和
 - 草の根パートナー型の上限期間（5年上限から3年上限へ。）及び提案可能金額の見直し（直近2年間の支出実績の制限廃止）
 - 任意団体の応募の原則廃止
 - 公示につき1団体1案件応募へ
 - 応募推奨分野の検討
- ・ 新制度の適用新制度は、原則、2021年度以降に募集・採択する案件から適用。
- ・ 2021年度は各型1回のみ募集とし、7月下旬以降公示後、新制度説明会を開催予定。

質疑

Q：制度見直しはいつ適用開始か？

A：2021年度の公示で募集する案件から原則適用予定。募集期間はこれまで2か月程度だが、新制度への理解促進のため、3か月程度の募集期間を設定したい。

Q：応募窓口（JICA 国内拠点）の制限の緩和とは具体的にどのような緩和か。

A：これまでには団体の法人登記住所を管轄する国内拠点への応募を原則としてきたが、今後は支部等から最寄りのJICA 国内拠点に応募することを可とする。

Q：終了時評価表やNGO-JICA イコールパートナーシップ振り返りシートの廃止等にか

かる制度見直しは、採択中・実施中の案件にも適用予定か？

A：団体様のご理解を得られる場合には、適用したい。

6. PSEAH・セーフガーディング・ジェンダー主流化の取組み（CWS Japan）

- ・ PSEAH・セーフガーディング・ジェンダー主流化はそれぞれ異なる取組みで、JANICのワーキンググループ制度を活用、立上げの動きがある。7月にNGOが合同で共催イベントを開催予定。
- ・ セーフガーディングについては、NGO等提案型プログラム「子どもと若者のセーフガーディング実践研修事業」を実施中。ジェンダー主流化はJANICワーキンググループおよびNGO-JICA勉強会で活動予定。
- ・ 今回はPSEAHに焦点を当てて報告。PSEAH（性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護）の国際的議論の活発化のきっかけは、2010年のハイチ地震の緊急支援に携わっていた英国NGO職員が性的搾取や虐待に関わっていたことが2018年に発覚したこと。セーフガーディングサミットにおけるドナーコミットメントに日本政府を含めた22か国が署名している。
- ・ PSEAHについては、現在IASCとCHS Allianceが作成した2つのガイドラインがあり、その内のCHS Allianceのガイドラインを日本のPSEAHのワーキンググループがNGO研究会の資金を得て日本語版を監修し、「PSEAH 性的搾取・虐待・ハラスメントからの保護実践ハンドブック」として今年の3月にリリースされている。
- ・ ハンドブックでは、性的搾取・虐待が起こる原因の1つとして力の不均衡が挙げられており、支援現場のどこにでも起こり得る問題であり、すぐに取り組むべき課題であることが提示されている。個人の倫理観に任せるだけではなく、組織の責任にも言及されている。ハンドブックは9章から成り立っており、具体的にどのように取り組めば良いのか、グッドプラクティスも含めて記載されている。外務省NGO研究会やジャパンプラットフォームのウェブサイトからダウンロードできる。

JICA：

- ・ ハンドブックには、性的搾取・虐待の問題はどこにでも起こり得るというメッセージや多くの具体例が掲載されており、イメージが湧かないとなかなか浸透しづらい課題である中、有用なものであると感じた。
- ・ JICAの取組みとしては、2019年のDACからの勧告を受け、組織体制を整えている段階。総務担当理事がPSEAHの担当として全体を統括、人事部は職員、企画部が事業面を見ている。具体的には、就業規則に性的搾取を禁止事項として明示し、JICA関係者の倫理ガイドラインでも当該事項を追記している。万が一、事案が発生した際にはいつでも通報できる窓口を設けている。
- ・ 事業面のジェンダー主流化については、今年度においてNGO-JICA勉強会の企画や分野課題別の執務参考資料等の整備を予定。併せて、新型コロナ対応として、ジェンダーの視点にたったプロジェクトづくりの留意点が書かれているガイダンスノートを公開するなど対応を推進している。
- ・ セーフガーディングでは、子どもの権利を守る取組みとして、ガーナでNGOと連携しながら児童労働撤廃を進めている。

質疑応答：

Q：チャイルドセーフガーディングポリシー、PSEAHガイドライン、ジェンダーポリシーを別々に策定し、事業実施や組織運営に取り入れるという理解でいいか。それらを

全て実行している日本の団体の例はあるか。

A：取り組もうとしている団体はあるものの、実情は難しい。特にPSEAHに関しては、問題発生時（疑義がかけられた時）にその人の権利やプライバシーも守らなければならない、調査も専門性が高い内容が求められている。サバイバーに対するケアも高い専門性が求められる。団体で独自に専門性の高い人材やガイドをそろえるのは手間もお金もかかるので対応が難しいのは容易に想像できる。中間支援組織による支援やコンソーシアムを作ったりすることが必要と言われているが、リソース不足の状況。JICAとも経験共有など協働できるところから実施していきたいと思っている。

7. 「環境社会配慮ガイドライン改定案」、「異議申立手続要綱改定案」に対するご意見の募集予定について（JICA 審査部 環境社会配慮審査課、企画部）

- ・ JICA の環境社会配慮ガイドラインは開発プロジェクトにおいて負の影響が生じる場合に適切に対応することを目的に 2010 年の 4 月に制定。この中で施行後 10 年以内にレビューを行い、必要に応じて改定を行う旨記載されており、現在改定作業と併せて異議申立手続要綱の見直しも進めている。
- ・ ガイドライン運用実態のレビュー調査を昨年度まで実施。調査結果の論点に基づき、助言委員から助言をもらいながら進めている。昨年 8 月から多様なステークホルダーにより諮問委員会を設定して協議を重ねており、議事録や配布資料はウェブサイト上で公開している。改定案について国民のみなさまからご意見を募集する予定。詳しくは 7 月上旬以降にウェブサイトに掲載予定。
- ・ ガイドライン改定の主なポイントは、環境面は気候変動に対する取り組み（脱炭素や温室効果ガス排出量の推計・公表など）の強化、社会面では女性や子どもなど脆弱層への配慮の拡充、プロジェクトの影響を受ける現地ステークホルダーへの情報公開や協議における配慮項目等も拡充。

8. NGO 研究会テーマおよび NGO データブック作成の公示（難民を助ける会、JANIC）

- ・ 今年度の NGO 研究会のテーマである「国際協力における『現地化（ローカリゼーション）』の世界的動向調査・分析および日本の国際協力 NGO における同テーマ推進のための課題と可能性の検討」および「SDGs 時代における NGO の人権尊重と能力強化の施策に関する調査・研究」について報告。
- ・ ローカリゼーションについては、コロナ禍や Black Lives Matter 運動により議論が活発化してきたが、定義や解釈は立場によって異なるのが実態。世界的にも議論が行われている最中でもあり、本研究会においてガイドラインを作成するというよりは、具体的な活動を推進するにあたっての方策を検討することを最終成果物として提示したいと考えている。
- ・ 現段階では①世界的動向の調査、②セミナーやワークショップを通じた議論の活性化、③現地化を見据えた提言や普及を進めていきたい。また JANIC のワーキンググループ制度を利用してワーキンググループを立ち上げ、来年 3 月の NGO 研究会終了後も持続的に取り組んでいく予定。セミナー等は公開予定なので参加して欲しい。
- ・ JICA：NGO-JICA ジャパンデスクを各国に設置しており、NGO の関心の高い国で現地 NGO の活動状況や課題などカントリープロフィールが作成できないか検討中。また、既にベトナムやネパールでは NGO のハンドブックを作成している国もある。
- ・ もう一つのテーマである「SDGs 時代における NGO の人権尊重と能力強化の施策に関する調査・研究」では、国際人権基準等を整理し、世界の NGO の人権に係る取り組み方針等を比較研究した上で、日本の NGO が活動するための情報をハンドブックにまとめる予定。また NGO の人権対応強化のためのメニューを明らかにする。

- ・ NGO データブック 2021 についても外務省が公示。NGO の最新の実態を把握し、今後の NGO と他ステークホルダーの連携のあり方を検討する際の補助となるデータブックが 2 月末に完成予定。

9. NGO と JICA の連携による責任ある外国人材受け入れ・多文化共生の取組みの推進 (名古屋 NGO センター)

- ・ NGO・NPO は外国人労働者含め外国人支援を誰ひとり取り残さない取組みとして進めている。今後外国人材支援や多文化共生の分野に関して JICA との連携を促進していきたいと考えており、JICA の取組み状況について共有いただきたい。
- ① NGO 等は外国人材について、技能実習生や留学生等の身分のくくりはなく支援しているが JICA の多文化共生(生活者としての外国人に対する支援)についての方針をお伺いしたい。
- ② JP-MIRAI の地域展開やその実施体制について伺いたい。
- ③ 上記方針における市民社会組織との連携・強化について考えをお伺いしたい。
- ④ NGO との連携の好事例を紹介いただきたい。

JICA:

- ① JP-MIRAI は技能実習生の労働問題等の改善にフォーカスしているが、地域の多文化共生の推進については、既に取り組んでいる各地域のアクターの後押しという形で進めていきたい。各地で状況が異なるため、国内機関と国際協力推進員が中心となって連携していく。
- ② JP-MIRAI は現在 252 の団体・個人が会員として参加している。会員も各地域に広がっており、地域分科会を検討している。6/1 には会員全体向け FB グループを立ち上げ会員同士の連携を図っている。NGO 側から提案のあった多様なアクターの地域での連携の必要性はまさに同じ思い。NGO には是非 JP-MIRAI の会員になっていただき、各国内機関と連携しながら地域分科会を推進していただきたい。
- ③ NGO、市民社会組織との連携は重要だと考えている。国際協力に携わっている NGO で国内事業を実施する団体とも、多文化共生に携わっている市民社会団体とも、連携を強化していきたい。具体的には草の根技協や NGO 等活動支援事業での取り組みの活用・強化のほか、多文化共生セミナーの開催等、様々な事業での連携が考えられる。
- ④ 好事例としては、JP-MIRAI は一般社団法人 ASSC との共同事務局で運営しており、30 以上の NGO・NPO が参加している。また、コラボ事業として困窮ベトナム人を支援する団体の支援といった緊急支援も実施している。関西では地域の防災リーダーの育成事業も実施。

質疑応答:

Q: JICA は多文化共生の事業において、(一般論として)自治体をサポートする立場を取りたいという声を JICA の国内センターから伺ったが、JICA 全体としてそのような方針があるのか。

A:自治体も NGO も、各地で取り組んでいる方々が主体だと思っている。JICA が主体になるのではなく、一般論として、地域のアクターを支援する方針。

Q: JICA が多文化共生(=国内事業)を実施するにあたり議論の程度。同分野に取り組む既存アクターとの関係性や本来の ODA 実施機関として海外事業とのリソース配分をお伺いしたい。また既に国内で多文化共生に取り組む組織・セクター(地方自治体、NPO など)との関係性や休眠預金等他の税金を活用した事業との整理はいかがか。海外協力を中心に実施する NGO としてリソース配分については懸念。

A: 多文化共生については機構法の整理も踏まえ、開発教育や国際理解教育としての解釈において実施可能と判断。リソース配分については、JICAにとってはあくまで途上国支援が主要事業であり、国内事業がそれに準ずる規模にはならないと想定。基本的には既存アクターの支援を考えているが、ある程度機動的に予算配分は可能なため、JICAとしてはパイロット的な事業を開始しそのあとは自治体等に繋いでいくのが理想。

Q: 草の根技協の活用の方法とは？海外経験を活かせるので多文化共生にかかる潜在的なアクターと考えるが、そういったNGOをJICAが支援するのか？

A: 草の根技協では還流人材として将来途上国の発展に寄与する人材の仕組みづくりを認めている。NGOの支援は、既存の休眠預金等活用事業などがある。JICAとして同分野は取り組み始めたばかりのため、全国の状況を一緒に学びながら今後の対応を検討していきたい。

事例紹介：

- PHD協会：NGO等提案型プログラムで、JICA関西と共同で「兵庫発！多文化共生のための市民社会とビジネスセクター連携構築プログラムー外国人労働者とのより良い共生に向けてー」を実施。外国人労働者を取り巻くアクターのネットワークをつくる。主たる現場は企業なので、兵庫県内の企業へアウトリーチしながら関係性を作っていく。ひいては声を上げられない外国人労働者の支援を行う。NGOとの連携に関して草の根技協の活用があげられたが、多文化共生において国際協力NGOが海外の経験を持って活動することは重要で可能性があると思う。多文化共生は綺麗事だけでは進められない。人権上のサポートも必要。居住支援など、いつまで支援をするのか、自立をどう支えるのかを考えないといけない。そうした際に海外で自立支援を行った経験が活かってくる。研修も重要だが、NGOの経験を踏まえてJICAとの連携ができれば可能性は広がると思う。
- JICA:草の根技術協力事業については「還流人材」と呼んでいる人々について検討。日本に研修を受けに来て、途上国に帰国した際にその国の開発に貢献する、という意味。そうした点を考慮して、日本での事業を展開できないか。国内で外国人支援をしているNGOを支援する可能性はあるか、という点だが、休眠預金など他の資金もあるので、JICAがそこに大々的に入るわけではない。
- えひめグローバルネットワーク：四国ではモデル作りを進めている。自治体と連携しつつ、地域の外国人労働者に声をかけて街ぐるみで進めていきたい。教材作りを検討しているが、最終的には外国人向けの動画を作成し、災害時への対応や避難所の様子などの情報を伝えていきたい。今年2月にローカルSDGs四国を立ち上げており、JICAとの連携を事業の一つにしている。

10. 閉会挨拶 萱島・JICA理事：

- 200名以上の参加があり、活発な議論ができた。栄養、民主化、ミャンマー、PSEAH、環境社会配慮、在日外国人支援・多文化共生など、盛り沢山のテーマだった。議論を聞いていて、やはりJICAとNGOは共通の土台に立っていると感じた。
- しかし、役割や立場は異なるので、相互で補完し、刺激し、意見交換をし、豊かな関係をもつことが重要。
- 2021年4月にJICA国内事業部に外国人材支援室が立ち上がった。同分野の取り組みにあたり組織内でも戸惑いはあったが、グローバルと国内、先進国と途上国の隔たりがなくなっている中で、JICAが実施する意義はあると考える。既存アクターの立場も踏まえながら、JICAの途上国の経験を活かして課題解決に取り組みたい。

- ・ 想定より長引くコロナ禍の中、NGO も JICA も渡航が制限され厳しい状況ではあるが、引き続き NGO の皆さんと協議しながら進めていきたい。

以上

* 本議事録は、協議会事務局の責任で、議論の概要をまとめて作成いたしました。